平成２１年（フ）第８２８９号
大阪市生野区新今里４丁目12番３―210号
債務者　西村　定夫
1　決定年月日時　平成21年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８３８１号
大阪市平野区長吉出戸８丁目３番２―1105号
債務者　久保オートこと　久保　雅英
1　決定年月日時　平成21年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８４２３号
大阪市此花区春日出南２丁目７番34号　第２平石荘２Ｆ１号
債務者　加世田　浩
1　決定年月日時　平成21年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８５７号
大阪府和泉市鶴山台３丁目８番56―204号
債務者　鈴木久美子
1　決定年月日時　平成21年10月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第８８８号
大阪府泉南郡熊取町美熊台２―１―５―309、住民票上の住所大阪府阪南市尾崎町２丁目４番20号
債務者　谷中工業こと　谷中　和豊
1　決定年月日時　平成21年10月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第８８９号
大阪府泉南郡熊取町美熊台２丁目１番５―309号
債務者　上田　典子（旧姓山口）
1　決定年月日時　平成21年10月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第９１６号
大阪府泉大津市高津町12番40号
債務者　西田　光惠
1　決定年月日時　平成21年10月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第９２９号
大阪府和泉市王子町３丁目10番48号
債務者　山田久美子（旧姓武）
1　決定年月日時　平成21年10月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第９３７号
大阪府阪南市下出651番地105号、前住所大阪府泉大津市板原町４丁目14番19号
債務者　細井　昭彦
1　決定年月日時　平成21年10月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第９４７号
大阪府和泉市寺田町２丁目１番11号
債務者　ヘアーサロンロビンこと　堀川　久則
1　決定年月日時　平成21年10月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第９５３号
大阪府和泉市富秋町２―24―４、住民票上の住所大阪市大正区千島３丁目１番10号
債務者　井上真太郎
1　決定年月日時　平成21年10月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第９５４号
大阪府岸和田市八幡町10番13号、前住所大阪府岸和田市加守町４丁目31番21―514号
債務者　植木　　毅
1　決定年月日時　平成21年10月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第９６１号
大阪府岸和田市極楽寺町941番地の１サンライズマンション東岸和田512号
債務者　木岡　真治
1　決定年月日時　平成21年10月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第９６３号
大阪府泉佐野市高松北２丁目２番28号東栄マンション
債務者　宮﨑　理恵
1　決定年月日時　平成21年10月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第９６８号
大阪府和泉市葛の葉町83番地の10、前住所堺市西区浜寺石津町中１丁２番38号
債務者　川原　由美
1　決定年月日時　平成21年10月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第９６９号
大阪府岸和田市額原町271番地の３
債務者　赤塚　　学
1　決定年月日時　平成21年10月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第９７０号
大阪府岸和田市小松里町1075番地
債務者　梅田　順子
1　決定年月日時　平成21年10月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係